

JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

Green Ritz シリーズ 1 住宅ローン債権受益権 に Green 1 を付与

評価対象	: Green Ritz シリーズ 1 住宅ローン債権受益権
分類	: 信託受益権
発行額	: 5,204,030,000 円
信託受益権譲渡日	: 2020年1月29日
最終償還期日	: 2057年1月31日
償還方法	: パススルー償還
資金使途	: アルヒ株式会社が実行した【フラット 35（保証型）】のうち、一定の省エネルギー性基準または耐久性・可変性に係る基準を満たす住宅に対して提供される【フラット 35】S 債権プールの取得

<グリーンボンド評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

第 1 章: 評価の概要

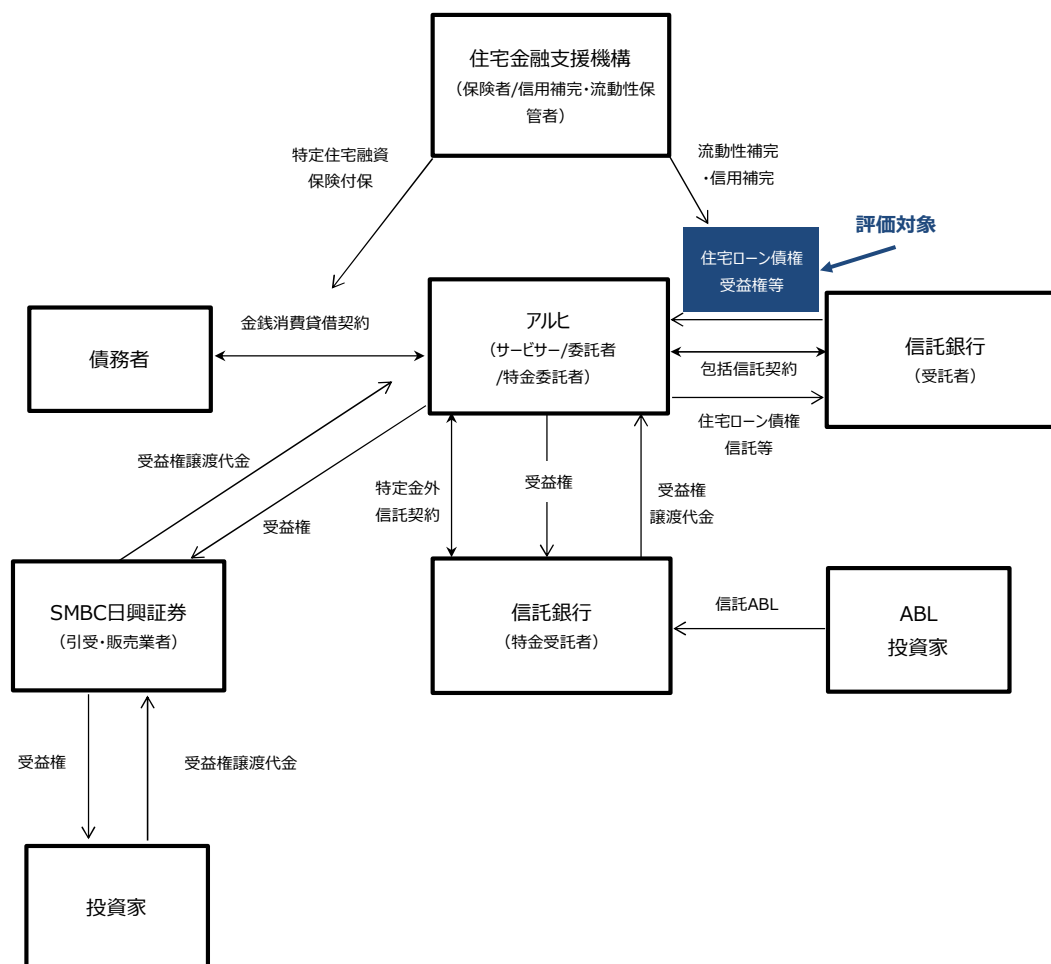
アルヒ株式会社（アルヒ）は、2000年に創業した最大手の住宅ローン貸出専門の金融機関（モーゲージバンク）である。2001年に30年全期間固定金利住宅ローンである「グッド住宅ローン」の取り扱いを開始し、本格的にモーゲージバンクとして活動を開始し、2004年12月からは住宅金融公庫（現：独立行政法人住宅金融支援機構）と提携し、長期固定金利住宅ローン【フラット 35】の取り扱いを開始した。【フラット 35】は、全金融機関に占める取り扱い実績が2019年3月期まで9年連続トップであり、2018年度のシェアは借り換えを含め26%となっている。

アルヒは「住生活プロデュース企業」を標榜し、住宅ローンを中心とした様々な商品・サービスを提供することで、環境や社会情勢の変化に強く、多くの人が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指している。

今般の評価対象は、アルヒがオリジネートした【フラット 35(保証型)】の債権プールを裏付けとして発行される信託受益権である Green Ritz シリーズ 1 住宅ローン債権受益権（本受益権）である。本受益権がグリーンボンド原則（2018 年版）¹およびグリーンボンドガイドライン（2017 年版）²に適合しているか否かの評価を行う。

Green Ritz シリーズ 1 の仕組みは以下のとおりである。

〈スキーム図〉



アルヒは自社の保有する【フラット 35(保証型)】のうち、【フラット 35】S の基準を満たすローンの中で、アルヒのグリーンファイナンスに定める基準を満たすものを受託者である信託銀行に信託し、信託受益権（住宅ローン債権受益権）の交付を受ける。【フラット 35(保証型)】の性質上、裏付け資産であるローン債権には住宅金融支援機構による住宅融資保険が付されており、住宅ローン債務者が最終返済日まで支払いを満額行えない場合、住宅金融支援機構から保険金の支払がなされる仕組みとなっている。

アルヒはグリーンファイナンス・フレームワークの中で、資金使途の対象を【フラット 35】S の省エネルギー性または耐久性・可変性に関する基準を満たす新築および中古住宅としている。省エネルギー性または耐久性・可変性の基準を満たすためには、少なくとも一次エネルギー消費量等級 4 以上または断熱等性能等級 4 のいずれかを有していることが必要である。JCR では、アルヒが定めた資金使途の対象は、環境改善効果を有する住宅を対象とする住宅ローンであると評価している。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版 http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2017.pdf

本受益権の発行はアルヒの経営陣への報告および、社内規定上決裁権限を有する者の承認を含め適切なプロセスを経て決定されている。また、レポートも適切な内容および頻度で投資家に対して開示が行われることなどから、JCR ではアルヒについて管理運営体制が適切に構築され、透明性が確保されていることを確認した。

この結果、本受益権について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

本受益権は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしている。

第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本受益権の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、本受益権の資金使途が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途の対象は、一次エネルギー消費量等級 4 (設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること) 以上または断熱等性能等級 4 (熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること) という性能を満たした住宅に対する貸付金であり、高い環境改善効果が期待される。

アルヒはグリーンファイナンス・フレームワークにおいてグリーン RMBS である Green Ritz シリーズの資金使途を以下のように定めている。

グリーン RMBS の裏付け資産は、オリジネーターとなる当社が実行した住宅ローン債権 (【フラット 35(保証型)】) のうち、【フラット 35】S の省エネルギー性に関する基準を満たす新築及び中古住宅、具体的には新築住宅については金利 A プラン (省エネルギー性、耐久性・可変性) 及び金利 B プラン (省エネルギー性)、中古住宅については金利 A プラン (省エネルギー性、耐久性・可変性) の基準をそれぞれ満たす住宅を対象とする住宅ローン債権 (グリーン適格資産) とする。尚、信託受益権の発行または信託 ABL に基づく調達資金は、グリーン適格資産の取得に全額充当される。

アルヒが本フレームワークでグリーン RMBS の裏付け資産の対象としている住宅ローン債権 (グリーン適格資産) は、【フラット 35】S の基準について、省エネルギー性 (金利 A プラン、金利 B プラン) あるいは耐久性・可変性 (金利 A プラン) を有している物件である。JCR ではアルヒのグリーンファイナンス・フレームワークに対して「Green 1(F)」を付与している³。

本受益権の裏付けとなる債権プールは、総額 52.04 億円、債権数 174 (平均債権元本残高は約 2,991 万円) となっている。アルヒによる貸付はすべて 2019 年 12 月に実行されており、全ての債権が新規の貸付である。加重平均当初貸付期間は 33.29 年、加重平均当初 LTV は 74.53% である。

裏付け資産における【フラット 35】S の技術構成区分は以下の通りになっている。

³ フラット 35S の環境改善効果に関しては、アルヒのグリーンファイナンス・フレームワークに対する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価レポートを参照。

区分	件数	件数比	残高	残高比
省エネルギー性(Aプラン)	82	47.10%	2,387,890,000	45.90%
耐久性・可変性(Aプラン)	57	32.80%	1,819,730,000	35.00%
省エネルギー性(Bプラン)	35	20.10%	996,410,000	19.10%
合計	174	100.00%	5,204,030,000	100.00%

裏付け資産を構成する【フラット 35(保証型)】の債権はすべてグリーンファイナンス・フレームワークに定めたいずれかの基準を満たすものとなっている。

以上から、JCRは、本受益権の資金使途が環境改善効果を有していると評価している。

- ii. 資金使途の対象となるプロジェクトは、グリーンボンド原則又は環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「省エネルギー」に該当する。

b. 環境に対する負の影響について

本受益権の資金使途の対象となる住宅ローン債権については、住宅を建築する際に建設工事に伴う騒音・振動や廃棄物の発生が想定される。住宅は騒音規制法や振動規制法、廃棄物処理法等の各種法令に基づき建設されると想定されることから、JCRでは適正な環境配慮が行われると考えている。

c. SDGs との整合性について

本受益権はグリーンボンド原則およびグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち「省エネルギー」に分類される事業であり、ICMAのSDGsマッピングを参考にしつつ、JCRでは、以下のSDGsの目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本受益権の発行を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

アルヒはグリーンファイナンス・フレームワークにおいて、グリーンRMBSであるGreen Ritzシリーズの発行により実現したい目標を以下の通り掲げている。

当社は住宅ローン事業を通じて良いものを受け継ぎ長く使う循環型社会の実現に貢献していくこととしている。本グリーンRMBSの組成を通じて、省エネルギー性の高い新築及び中古住宅の普及に貢献し、もってCO₂排出量を削減することを目標とする。

裏付け資産が上記目標に資することを判断するための規準として、【フラット 35】Sにおける省エネルギー性に関する基準を採用している。

今般のGreen Ritzシリーズ1は、174債務者に対する合計52億円強の住宅ローン債権を裏付けとしている。裏付け資産の中には中古住宅を対象とした住宅ローンも含まれており、新築住宅のみならず、中古住宅も含め、アルヒが省エネルギー性の高い住宅の供給に寄与している。

これより、本受益権の発行はアルヒの目標と整合的であると評価している。

b. 選定基準

本受益権の資金使途の選定基準は、アルヒがあらかじめグリーンファイナンス・フレームワークで定めている。JCRでは、アルヒのグリーンファイナンス・フレームワーク評価において環境改善効果が高いことを確認している。

c. プロセス

Green Ritzシリーズ1の実行は、CFOを最終決裁者とした社内稟議により決定されている。決定に際しては、ESGに関する取組を推進する諮問機関である「ESGタスクフォース」と事前に協議を行い、グリーン性に関して確認を行っている。

本受益権の裏付け資産は、財務部の担当者が譲渡関連データの作成を担当する部署の担当者とともに、保有する住宅ローン債権全体の中から省エネルギー性に関する基準を満たす債権を選定し、抽出している。

なお、個別の【フラット 35】の対象となる住宅の省エネルギー性への適合性の確認は、建築基準法に基づく「指定確認検査機関」または住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅

性能評価機関」が物件検査を実施しており、アルヒの担当者が当該検査結果を確認することにより行われている。

以上より、JCR では選定プロセスについて適切であると評価している。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの実行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本受益権の発行代わり金は、委託者であるアルヒにおいて裏付け資産となるローンプールの組成に全額、速やかに充当され、これ以外の目的に充当される予定はない。また、発行代わり金の資金用途および発行代わり金を支払うプロセスは、信託契約等の諸契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

本受益権が償還されるまでの期間における、グリーン RMBS および裏付け資産からのキャッシュフローの管理は、受託者である信託銀行によって行われる。債務者からの返済金は、諸契約書に定められた方法により、本受益権の配当支払いおよび元本の償還に充当される。債務者からの返済金により、裏付け資産であるローンプールの残高は減少するが、本受益権の残高もパススルー償還により減少することを、JCR は諸契約書により確認している。

なお、グリーン RMBS の発行代わり金は、受益権譲渡日においてアルヒに支払われることにより、実質的に裏付け資産の取得に充当されるとみなされるため、未充当資金は発生しない。また、裏付け資産が繰上返済された場合、信託契約において予め定められたウォーターフォールにしたがって、グリーン RMBS も償還されることとなっているため、再充当の必要はないと判断される。これより、未充当資金の管理方法を定める必要はない。

以上より JCR では資金管理について、妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本受益権の発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

前項で既述した通り、本受益権の発行代わり金は全額が実質的に裏付け資産である【フラット 35(保証型)】のうちフラット 35S から構成されるローンプールの取得に向かうものと考えられるため、調達資金の充当状況に係るレポーティングは想定されていない。本受益権の仕組み上、期中の未充当資金も発生しないことが想定されるが、Green Ritz シリーズ 1 に何らかの状況の変化があった場合には、アルヒのウェブサイト上で開示が行われるため、適切な情報提供が行われると評価している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

アルヒでは、ウェブサイト上でグリーン RMBS にかかる裏付け資産の概要として、以下の項目を開示する予定である。

(2)環境改善効果に係るレポーティングについて

本プロジェクトの環境改善効果は、法令等に根拠を持つ省エネルギーに関する技術基準を満たすことを持って確認される。そして各技術基準の達成状況に応じて、

- ①【フラット 35】S 金利 A プラン（省エネルギー性）
- ②【フラット 35】S 金利 B プラン（省エネルギー性）
- ③【フラット 35】S 金利 A プラン（耐久性・可変性）

の 3 つの区分の住宅ローンが設定されているが、本グリーン RMBS に紐づく住宅ローンの件数、金額の合計が年 1 回、ウェブページ上において開示される予定である

本評価レポートフェーズ 1 で記述の通り、アルヒが対象とする【フラット 35】S のプランは、いずれも環境負荷の低い住宅を対象としていることが明らかであること、加えて、異なる技術基準に基づく金利プラン毎の住宅ローン実行件数が明らかとなることから、JCR は、アルヒのインパクトレポーティングは本 RMBS の環境改善効果を示す指標として適切であると評価している。

なお、資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポーティングの両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であることを確認した。

4. 組織の環境への取組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、グリーンファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

アルヒは、2004 年に住宅金融支援機構のフラット 35 の取り扱いを開始しており、2018 年度における借り換えを含めたシェアは 26%であり、2010 年度から 2018 年度まで 9 年度連続でトップシェアを維持している。提供している商品は、【フラット 35(保証型)】を活用した「ARUHI スーパーフラット」など、金利プランや融資割合などに応じたラインナップを揃えており、幅広い顧客のニーズに即したサービスを提供している。その中でも、今般資金使途の対象となっている【フラット 35(保証型)】のうち【フラット 35】S に該当する住宅ローンは、既述の通り省エネルギー性や耐久性・可変性など一般の住宅より環境性能の優れた住宅を対象としており、アルヒはこのような商品の提供を通じてより良質な住宅の普及に資することを目指している。また、アルヒは中古住宅を対象としたローンの実行に対しても積極的に取り組んでおり、近年ではローンの実行金額が増加傾向にある。アルヒは中古住宅に対してローンを提供することで、よりよい住宅をより長く受け継ぐことを促し、ひいては循環型社会への実現に貢献していくものと考えている。

また、アルヒはフラット 35 に代表される金融商品以外に、フラット 35 の審査を通じて蓄積したデータを活用し、住宅の購入を検討している顧客に専用アプリにより情報提供や事前審査を行うサービスである「ARUHI 家の検索」を提供している。また、住宅を購入した顧客に対しては、新生活をサポートするサービス「ARUHI 暮らしのサービス」を提供している。これより、アルヒは【フラット 35】S の融資を中心として、ライフステージに合わせたサービスを一気通貫で提供する「住生活プロデュース企業」として、環境や社会情勢の変化に強く、多くの人が安心して暮らし続けることができる社会を実現することを目標としている。

アルヒでは 2018 年末に CEO が中心となり ESG タスクフォースを設立した。これは、中長期的なアルヒのサステナビリティに関する取り組みについて討議が行われる諮問機動的な位置づけを持った組織であり、メンバーは、CEO、CFO、総務部、IR 室、コーポレート・コミュニケーション部が中心となり構成されている。経営陣から一般の社員まで社内の幅広い人材が自社の状況を踏まえたうえで ESG に関して意見交換をし、全社的なサステナビリティに資する取組につなげる場となっている。ESG タスクフォースではこれまでに、アルヒが主催している地域社会への貢献、多様な人材への対応グリーン RMBS の実行のほか、社会的な側面に関する問題も含め幅広く協議が進められている。特に、「本当に住みやすい街大賞」は、アルヒが審査業務を通じて得た情報を、街に暮らす人の利便性の観点で集計した結果として主要な地域別にアルヒが公表しているものであり、「本当に住みやすい街」に選ばれた街が実際の町興しに活用し、地域のイメージ向上を通じて街の活性化につなげた例があるなど、地域・社会貢献の一環としても用いられている。

グリーン RMBS の実施は、社内の ESG タスクフォースで検討を行ったほか、方針・プロセスについて ESG タスクフォースのメンバーである経営陣を含め議論され決定されている。また、グリーン RMBS の実行プロセスにおいて、住宅ローン債権の対象となる住宅が【フラット 35】S の省エネルギー性の基準を備えているかどうかについて、外部の検査機関や評価機関を活用し評価を行っている。

JCR では、これらの組織の環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を重要度の高い課題として位置付けているほか、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に組織として関与していると評価している。

■評価結果

本受益権について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。本受益権は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

【新規】

対象	発行額	信託受益権譲渡日	最終償還期日	評価
Green Ritz シリーズ1 住宅ローン債権受益権	5,204,030,000 円	2020年1月29日	2057年1月31日	JCR グリーンボンド評価：Green1 グリーン性評価：g1 管理・運営・透明性評価：m1

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候変動イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル